熊本市高校等進学支援金家計急変等申請書

※ 熊本市高校等進学支援金支給申請書兼請求書と一緒にご提出ください。

Ⅰ 家計急変等の内容(次のいずれかに○をつけ、発生日及び具体的な内容を記入してください。								
	震災·風水害等	失業	死亡	入院等	離婚等	破産	収入激減	
家計急変	の発生日:	年	月	日				
具体的な内容:								

○ 下表からあてはまる内容を確認し、記入が必要な項目を確認してください。

	震災・風水害、失業、死亡、入院等	離婚等、破産、収入激減
ア 熊本市で市民税を課税されている	記入終了(※)	2へ進む
イ 他市町村で市町村民税が課税され、その市町村で 市町村民税の減免を受けている	記入終了(※)	2へ進む
ウ 他市町村で市町村民税が課税され、その市町村で 市町村民税の減免制度がない	2へ進む	2へ進む

^{※「}〇年度市県民税減免申請について(通知)」など**市町村民税の減免が決定したことが分かる書類を添付して提出**してください。

2 申請書兼請求書の「3 申請者と生計を同一とする家族の状況」に記入した者のうち、18歳以上の方<u>全て</u>について 記入してください。

		家	計急変後の か月 の				
フリガナ	扶養す	給与収入【A】	事業収入又は不動 産収入【B】	年金収入(非課税年 金を除く)【C】	年間 <u>収入</u>	年間 <u>所得</u> 見込額	
	る者の	 年分 の収入見込			見込額②		
名 前	数	給与収入【D】 (【A】×I2)	事業収入又は不動 産収入【E】 (【B】×I2)	年金収入(非課税年 金を除く)【F】 (【C】×I2)	D+E+F	(2-3)	
\rangle 10.1	①	<u> 年分</u> の控除見込額			控除合計額③	非課税相当 所得	
		給与所得控除額 【G】	事業収入等の経費 【H】	公的年金等控除【I】	G+H+I	限度額④	
		[A]	[B]	[C]	2	2-3	
		[D]	[E]	[F]			
	人	[G]	[H]	[1]	3	4	
		[A]	[B]	[c]	2	2-3	
	=	[D]	[E]	[F]			
	人	[G]	[H]	[1]	3	4	
		[A]	[B]	[c]	2	2-3	
		[D]	[E]	[F]			
	人	[G]	[H]	[1]	3	4	
		[A]	[B]	[C]	2	2-3	
		[D]	[E]	[F]			
	人	[G]	[H]	[1]	3	4	
		[A]	[B]	[C]	2	2-3	
		[D]	[E]	[F]			
	人	[G]	[H]	[1]	3	4	

※記入した収入等の内容について確認できる書類を添付してご提出ください。

[※]裏面に記入上の注意点を記載しております。

(記載上の注意点)

- ※ 世帯の課税者全員が、家計急変により、市町村民税所得割非課税相当以下になる必要があります。
- ・【A】欄には、家計急変の発生日以降で給与収入がある場合に、特定の1か月の収入についてご記入ください。(給与明細書な どの収入額が分かる書類を併せてご提出ください。)
- ・【B】欄には、家計急変の発生日以降で事業収入又は不動産収入がある場合に、特定の1か月の収入についてご記入ください。 (帳簿などの収入額が分かる書類を併せてご提出ください。)
- ・【C】欄には、家計急変の発生日以降で公的年金収入(非課税除く)がある場合に、特定の1か月の収入についてご記入ください。 (年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を併せてご提出ください。)
- ·【D】欄、【E】欄、【F】欄には、それぞれ【A】欄、【B】欄、【C】欄を 12 倍したものをご記入ください。
- ・【G】欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
 - (1) 【D】欄が 162.5 万円以下
- (2) 【D】欄が 162.5 万円超 180 万円以下 → 給与収入分 × 40% 10 万円
- (3) 【D】欄が 180 万円超 360 万円以下 → 給与収入分 × 30% + 8 万円
- (4) 【D】欄が 360 万円超 660 万円以下 \rightarrow 給与収入分 \times 20% + 44 万円
- ・【H】欄には、当該収入のために要した経費の 12 か月相当額をご記入ください。(帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出 ください。)
- ・【I】欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
 - ①【65 歳未満の方】公的年金等収入分 → 控除額

→ 控除額

- 【F】欄が 60 万円以下
- → 公的年金等収入分の全額
- 【F】欄が 60 万円超 130 万円未満 → 60 万円
- 【F】欄が 130 万円以上 410 万円未満 ightarrow 公的年金等収入分 imes 0.25 + 27 万 5 千円
- 【F】欄が 410 万円以上 770 万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 +68 万 5 千円
- ②【65 歳以上の方】公的年金等収入分

 - 【F】欄が 110 万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - 【F】欄が 110 万円超 330 万円未満 → 110 万円
 - 【F】欄が 330 万円以上 410 万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27 万 5 千円
 - 【F】欄が 410 万円以上 770 万円未満 \rightarrow 公的年金等収入分 \times 0.15 + 68 万 5 千円
- ·④「非課税相当所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

扶養している親族の状 況	市町村民税所得割 非課税相当所得 限度額	(参考) 給与収入額	(参考) 年金収入額 (65 歳未満)	(参考) 年金収入額 (65 歳以上)
単身又は扶養親族が いない場合	450,000 円	1,000,000円	1,050,000 円	1,550,000 円
配偶者・扶養親族(I 名)を 扶養している場 合	1,120,000 円	1,700,000 円	1,860,000 円	2,220,000 円
配偶者・扶養親族(2 名)を 扶養している場 合	1,470,000 円	2,214,286 円	2,326,667 円	2,570,000 円
配偶者・扶養親族(3 名)を 扶養している場 合	1,820,000 円	2,714,286 円	2,793,333 円	2,920,000 円
配偶者・扶養親族(4 名)を 扶養している場 合	2,170,000 円	3,214,286 円	3,260,000 円	3,270,000 円

^{※ 5} 人以上の場合は 市町村民税所得割非課税所得限度額 = 350,000 円 × (本人 + 扶養人数) + 420,000 円とな ります。